宇治市監査委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和6年3月25日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

堀 明 人

- 1 監査の結果を公表した日令和6年2月27日(宇治市監査委員公表第5号)
- 2 当該通知に係る事項 次のとおり。

監査対象 都市整備部 公園緑地課 公益財団法人宇治市公園公社

監査期間 令和5年12月1日~令和6年1月23日

監査結果	(指摘事項)	措置状況等	(改善内容)
委託料の 業務完了前 られた。	の状況について、 の支払について、 前の支払が見受け 合後は適正な事務 ろめられたい。	委託職してたて、実し管には、とのしっつきをまがため、計会をは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これの	、に計と「処子」よってよい年の処が度規に指 でいまなりのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これでは、これでは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、 これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、